

議 事 録

会議の名称	平成31年第1回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成31年1月25日（金） 午後3時から 午後4時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）</li> <li>(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について</li> <li>(5) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(6) 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第5号 農地法第6条の規定による農地所有適確法人の報告について</li> <li>(9) 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年第1回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 平成31年第1回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 第1回総会事務局連絡事項</li> </ol>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成31年第1回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。空気が乾燥しておりますので、インフルエンザが流行しております。水分の補給をしたりして体調管理には気をつけてください。</p> <p>本日、茂木伸夫委員、鯨井委員は、2050問題で本庄市の若手の農家と一緒に農林水産省に行っております。農水とよりよい関係を作れたらと思います。本日もたくさんの案件がありますが、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、茂木伸夫委員、八木委員、鯨井委員、奥原委員、福島清次委員、黒沢委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中38名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は8番立石委員及び9番浅見委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p>

	<p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案3件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第1号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第1号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第1号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、2ページから4ページをご覧ください。今回の申請件数は、13件です。田9筆及び畑22筆の面積合計41,772㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、浅見委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第1号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第70号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。浅見委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第2議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第2議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、6ページをご覧ください。申請件数は2件で、太陽光発電施設用地1件及び長屋住宅用地1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、7ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私から報告をいたします。1月19日に倉林永次委員と現地確認と聞き取りを行いました。申請地は、7ページの地図をご覧ください。申請事由は太陽光発電施設用地で、農地と宅地の一部を利用しての</p>

	<p>計画だそうです。用途地域は指定なしの区域で、周辺は住宅やアパートが建ち並んでおり、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、6ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。4-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、鈴木広子委員の報告をお願ひいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告いたします。1月22日に笠原推進委員と現地確認を行いました。申請地は、8ページの地図をご覧ください。</p> <p>転用目的は、長屋住宅用地です。用途地域は指定なしの都市計画法34条11号区域です。申請地の周辺は、住宅やアパートが建ち並んでおり、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第3号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は、7件で、使用貸借権1件、所有権移転3件及び賃借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、堀田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、農家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、前原委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、前原委員の報告をお願いします。</p>
前原委員	<p>3番前原よりご説明させていただきます。1月19日 午後1時頃、久米推進委員と現地確認をしました。11ページ、5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請事由は農家住宅用地、権利区分は使用貸借権、用途地域は指定なしの、都市計画法34条11号区域となっております。</p> <p>受人と渡人は親子です。南側は渡人の宅地に接し、北側は一般住宅、西側は市道に面しており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われれます。皆さまの慎重審議をよろし</p>

	<p>くお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。  (なし、の声)  それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。  (異議なし、の声)  ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。  申請地は、12ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。なお、当該申請地につきましては、申請者である受人が以前より会社の駐車スペースとして許可を得ないまま利用していた状況であり、今回、始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て、駐車場用地として継続利用していきたいと申請に至ったとのことです。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、永尾委員の報告をお願いします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾が報告いたします。1月22日に武政推進委員と現地確認をしました。12ページの地図をご覧ください。  申請地は、〇〇〇と道路に挟まれた場所にあり、隣接地は雑草が繁っております。用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は駐車場用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。  (なし、の声)  それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、立石委員の報告をお願いします。</p>
立石委員	<p>8番立石が報告いたします。1月20日に飯島推進委員と現地確認を行いました。申請地は、13ページの地図をご覧ください。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は指定なしの都市計画法34条11号区域です。集落に隣接しておりますので、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p>



	<p>ます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、坂爪委員の報告をお願いします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告いたします。1月21日に新井推進委員と現地確認を行いました。申請地は、14ページの地図をご覧ください。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は指定なしの区域です。近隣には住宅やアパートが建ち並んでおり、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>

議長	<p>整理番号5について、私から報告いたします。</p> <p>1月19日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、15ページの地図をご覧ください。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は指定なしの区域です。近隣は住宅などの建物が多く、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願いいたします</p> <p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、私から報告いたします。</p> <p>1月19日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、16ページの地図をご覧ください。申請事由は、太陽光発電用地です。用途地域は指定なしの区域です。以前、〇〇〇〇〇しておりましたが、周辺で建売住宅が増えてきたのと、耕作放棄地が多く、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願いいたします。</p> <p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
池田委員	<p>申請人が遠くの方ですが、一般的に管理はどうされるのですか。</p>
議長	<p>当初、渡人の実家が申請地のすぐ近くにあり管理をしていく予定でしたが、</p>

	<p>高齢になり管理も難しくなってきたところ、業者である受人から話があり申請に至ったということです。</p> <p>他にご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、10ページをご覧ください。整理番号7につきましては、昨年11月開催の平成30年第12回総会、第72号議案、農地法第5条の規定による許可申請中、整理番号8において許可相当とした案件でございますが、県へ進達した後、計画変更に伴い取り下げを行ったため、今回再申請となったものです。それでは、整理番号7を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりで、権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。なお、当該申請地につきましては、農地とは知らずに、平成22年から隣接する会社である受人へ駐車場用地として貸していたとのことでございます。今般、申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、永尾委員の報告をお願いします。
永尾委員	12番永尾が報告いたします。1月22日に武政推進委員と現地確認を行いました。申請地は、17ページの地図をご覧ください。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は指定なしの区域です。11月総会の議案よりも申請面積を小さくし、西側の畑を残すことになったため、改めて申請となりました。現場は住宅に囲まれた状態で、周辺の農地には、影響もなく始末書も提

	出されたということですので、皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第1号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第1号を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、19ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第2号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第2号を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、21ページ及び22ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第3号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第3号を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事</p>

	<p>務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第4号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第4号を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第5号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第5号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が28ページ及び29ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第6号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第6号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第1</p>

	<p>8条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、2件です。その通知内容は、31ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

平成31年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成31年1月25日(金)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後3時
閉会時刻	午後4時10分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	欠席			八木 弘	欠席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席	○		鯨井 雅吏	欠席
9	浅見 精治	出席	○		笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席		秋平	奥原 定雄	欠席
15	吉田 功	出席			清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	欠席
17	坂本 静枝	出席		本泉	間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席			倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	欠席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
環境産業課産業係主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇